

令和6年度 資源リサイクル カレンダー

2024年4月～2025年3月



未来のために、いま選ぼう。

小川B

下田(一)、下田(二)、宮田、稲荷坪、野田本田、新林、野田古新田、隠谷、鷺沼、伏沼、世楽佐才、上吉影、前原、飯前、上合、前野、下吉影宿、下吉影荒地、下吉影本田、下吉影古新田、下吉影南原、貝谷、百里自営、百里開拓、外之内、清水頭、山川、川戸、下田住宅、野田官舎、山川住宅、みのり台団地、上吉影住宅、羽生住宅、東山団地、北山住宅、五月団地、鍋谷住宅、備前山住宅、田山アパート、小川グリーンタウン、下吉影官舎、百里基地居住地

リサイクルのルール 収集日程は「収集日カレンダー」も必ず確認ください。



- ・集積所には、**収集日の当日(朝8時まで)**に出してください
- ・ルール違反・分別されないものは、回収しません(違反シール貼付)
- ・分別辞典、よくある問合せ等、ウェブサイトから確認できます



多くの予算、化石燃料、資源を浪費し「ごみ」を燃やしています
・可燃ごみ量…一人 269kg/年(計13,195トン)!
・ごみ処理費…一人9,546円/年(計4億6,763万円)!
 脱ごみ・資源リサイクルで「脱 炭素・環境汚染」世界共通のゴールを目指します

★印：資源(市の収入になります)を「燃やすごみ」に出すと大切な財源を失います



分別	曜日	回数	容器	内容	出し方・注意点 (詳しい内容はウェブサイトを見てください)
燃やすごみ	月・木曜	週2	燃やすごみ専用袋 小美玉市 市指定ごみ袋 大45L10枚入り200円 中30L10枚入り150円 小20L10枚入り100円	・生ごみ・草木・木くず ・皮革類・ゴム製品 ・プラスチック類・紙おむつ ・発泡スチロール・貝がら ・布団(シングル) など	○市指定ごみ袋(以下「袋」)を必ず使用する。(不燃物は回収不可) ○ごみ減量のため、指定ごみ袋の中(30L)・小(20L)サイズを使用してください。 ○袋の口は、2重に結ぶ。(袋の中の空気を抜く) ○油など液体は凝固剤で固める、または、古紙等に染み込ませる。 ※「食用油回収ボックス」(本庁舎、各支所、羽鳥出張所)を活用する ○生ごみは、水分を落とす。(生ごみ処理機・コンポストの購入補助制度あり) ○布団は、ひもでしばり、量に応じて袋をくりつける。(袋に入らない場合) ○草木は、土をよく落とし、天日で乾燥させる。 ○木枝・板切れは、長さ60cm・太さ5cm以内。ひもでしばり、量に応じた袋をつける。 ×屋外焼却は法律で原則禁止。火事や煙害など周辺地域への影響に十分配慮する。 ×袋が破けるほど詰めこまない。×袋からはみ出るサイズものは、「粗大ごみ」。 ×農業用の使用済プラスチック(ビニール等)は回収不可。
★無色ビン★	第1火曜	月1	コンテナ	・牛乳ビン ・無色の一升ビン など	○ビンの色は、口元の部分で判断する。(右写真) ○中身は、すべて取り除き、水で軽く洗う。 ○ラベルは、できる限りはがす。 ○キャップをはずす。(金属製「カン・金属」。プラスチック製「燃やすごみ」) ○すりガラス状でも、口元が無色透明なものは、「無色ビン」。 ○無色に見えても、うすく色が付いているものは、「その他ビン」。 ×ビン形状以外のガラス製品(コップ・板ガラスなど)は、「ガラス・陶磁器」。 ×ガラス製の耐熱容器は、「ガラス・陶磁器」。 ×違う色のビンが混ざっている場合は回収不可。
★茶色ビン★	第2火曜			・ビールビン ・栄養ドリンク など	○細かく割れたものは、透明のビニール袋に入れる。 ○「その他ビン」とは、別のコンテナを使用する。 ×LED蛍光灯・電球(品番の頭に「LD」と表記)は、「カン・金属」。 ×事業業として出たものは回収不可。
★その他ビン★	第3火曜			・無色、茶色以外のビン	○細かく割れたものは、透明のビニール袋に入れる。 ○ビン形状のものは回収不可。(細かく割れた場合を除く) ×ガラス製の耐熱容器でふちを金属で補強したものは、「カン・金属」。
蛍光灯・電球	第3火曜	第4火曜	※コンテナサイズ :外寸53×37×31cm程度 ※コンテナは回収しやすいよう整理してください	・蛍光灯・電球・グローランプ ・水銀体温(温度)計 など	○細かく割れたものは、透明のビニール袋に入れる。 ○「その他ビン」とは、別のコンテナを使用する。 ×LED蛍光灯・電球(品番の頭に「LD」と表記)は、「カン・金属」。 ×事業業として出たものは回収不可。
ガラス・陶磁器	第4火曜	第1水曜	※コンテナは回収しやすいよう整理してください	・茶わん・せともの・花ビン・コップ ・板ガラス 耐熱容器など	○ガラス製品は、ビン形状以外のものが対象。 ○細かく割れたものは、透明のビニール袋に入れる。 ×ビン形状のものは回収不可。(細かく割れた場合を除く) ×ガラス製の耐熱容器でふちを金属で補強したものは、「カン・金属」。
★古紙★	第1・3水曜	第2水曜	ひも	・新聞(チラシ・コピー用紙) ・雑誌(書籍・雑がみ) ・ダンボール(中が波状のもの)	○種類ごとに、ひもで十字にしぼる。(粘着テープでの結束は回収不可) ○不適物(粘着テープ、ビニール、金属、プラスチックなど)は取り除く。 ○水に濡らさない。(×濡れ・汚れがひどいものは不可) ○雑がみは、はがき・封筒、メモ用紙、空き箱、パンフレット、紙袋など。 ○シュレッダーで裁断された古紙は、透明のビニールに入れる。 ×油・ろう付着の紙、カーボン紙、防水加工紙などは、「燃やすごみ」。
★ペットボトル★	第2・4水曜	第2金曜	コンテナ	・清涼飲料・しょうゆ等調味料 ・酒類 乳飲料用	○識別マークがついたものが対象。 ○容器の中を水で軽く洗う。 ○キャップ・ラベルをはずす。(キャップ・ラベルは、「燃やすごみ」) ○コンテナからあふれるときは、つぎす。 ×飲料等が残ったものは回収不可。
★カン・金属★	第2・4金曜	第3金曜	透明ビニール袋	・空き缶・小型電気製品・電池 ・調理器具・スプレー缶 ・金属素材を含む製品類 など	○金属以外の部分は、できる限り取り外す。(一例、傘のビニール等) ○ライターは、燃料を使い切る。スプレー缶は、中身を使い切り、穴を開ける。 ○カッターの刃・針・釘は、スチール缶に入れる。包丁は、刃にテープを貼る。 ○小型家電は、電池・充電式電池(絶縁処理)を外す。コードは、根元から切り、束ねる。 ×電池(充電式含む)は、出来る限り、小売店の店頭回収を利用する。 ×冷媒にフロンガスを使用する小型家電は回収不可。 ×コンテナに収まらないサイズものは、「粗大ごみ」。
★古布★	第3金曜	第1金曜	ひも	・上着・ズボン・セーター・肌着 ・靴下・スーツ・カーテン ・布団カバー等	○透明のビニール袋に入れる。(※市指定ごみ袋の使用は不要) ○水に濡らさない。(濡れたものは回収不可) ×ビニール・羽毛・革・フリース、綿(わた)が入ったものは、「燃やすごみ」。 ×汚れ・濡れがひどいものは、「燃やすごみ」。
★紙パック★			ひも	・牛乳パックのみ ※ジュース 酒用は不可	○識別マークがついたものが対象。 ○パックを開き、水で軽く洗う。 ○乾かした上で、ひもで十字にしぼる。(粘着テープは不可) ×アルミ・プラスチックを使用するものは不可。

※各月の収集日程は「収集日カレンダー」もあわせて確認ください。(年未年始の収集曜日を一部調整する場合があります)

粗大ごみ

※市指定ごみ袋、コンテナに収まらないサイズが対象です※
・集積所には出せません。以下の方法となります

- 販売店・許可業者に依頼
 - ・方法や費用は、各問合してください
- 市に依頼(戸別回収)
 - ①本庁(環境課)、各支所(総合窓口)、羽鳥出張所等申し込み
※メ切:3日前まで。数量制限あり。状況により翌月
 - ②申込みの際、処理手数料を支払う
◎(大)1,000円(中)500円(小)300円(1点につき)
 - ③第4土曜(午前)に業者が訪問回収 ※立会不要
※処理券を貼り、自宅前に出す(階上階下・宅内不可)
- 処理施設に自己搬入
 - ・右記「処理施設」を参照ください
 - ◎地域情報サイト「ジモティー」をご活用ください
 - ・資源の有効活用、不用品のリユースをご検討ください

収集・処理できないもの

- 集積所に出せないもの
 - ①粗大ごみ・家電4品目
◇上記を参照ください
 - ②多量の場合
◇処理施設(右記)に自己搬入、または、許可業者に依頼ください
- 市で処理できないもの
 - ①産業廃棄物
◇法令により処理できません。販売店または許可業者に依頼ください
 - ②処理困難物
◇処理施設では処分できません。(以下、主なもの)
タイヤ・農機具・便器・洗面台・金庫・農薬・毒劇薬・塗料
土砂・焼却灰・車などの廃油・自動車・オートバイ(原付含む)
船舶・ピアノ・コンクリート・ブロック・レンガ・大型木材・鉄骨・タイロ
冷媒フロンガスを使用機器(除湿・冷風・冷水・空気清浄機等)
瓦・消火器・農業ビニール・サイディング材・ドラム缶・ガスボンベなど
◇販売店または許可業者に依頼ください

「きれいなまちづくり ひとりの一歩から」

・市内道路等の不法投棄は7.5t/年。ポイ捨ても不法投棄(犯罪)です
 ・私有地に捨てられたごみ処理の責任は、所有者に及び場合があります
 ・市内の不法投棄情報は、インターネット・SNSで広く公開しています
 ・市では、環境美化・不法投棄監視 サポーターを募集しています
 ・一斉クリーン作戦にご参加ください(年2回/5月4週・12月1週の日曜日)
 ・ごみ拾いSNSピリカに登録して、まちをきれいにする活動をしましょう

家電4品目

※家電リサイクル法に定める品目が対象です※
・処理施設では処分できません(搬入不可)
・集積所には出せません。以下の方法となります

- 家電リサイクル協力店・販売店・許可業者に依頼
 - ・方法や費用は、各問合してください
- 市に依頼(戸別回収)
 - ①「家電リサイクル券」の料金を確認(品目により異なる)
◎家電リサイクル券センター TEL0120-319-640
 - ②「家電リサイクル券」を郵便局で購入する
 - ③本庁(環境課)、各支所(総合窓口)、羽鳥出張所等申し込み
※メ切:3日前まで。数量制限あり。状況により翌月
 - ④申込みの際、運搬手数料1,500円を支払う(1点)
 - ⑤第4土曜(午前)に業者が訪問回収 ※立会不要
※運搬券を貼り、自宅前に出す(階上階下・宅内不可)
- 指定引取所に自己搬入
 - ◎イバキ流通サービス(かすみがうら市) TEL029-832-1800

小型家電

◇本庁舎、各支所、羽鳥出張所に回収ボックスを設置しています
 ◇主な回収品目は、以下のものです
 携帯電話・スマートフォン、デジタルカメラ、電子辞書、ゲーム機、ICレコーダー、磁器ディスク装置、パソコン(ノート型)、タブレット端末、ポータブルDVD、携帯音楽プレーヤー、ラジオ、カーナビ、電子辞書補聴器、ドライヤー、電気かみそり、電話機、電子体温計、電動歯ブラシ、デジタル歩数計、電子ヘルスメータ、ACアダプター等コード類
 ※リモコン、充電器、充電式電池の付属品も含む
 電池やコード類は外してください
 ◇上記品目は、コンテナに入る場合、カン金属として集積所に出せます

草木

◇処理施設への自己搬入に限り、リサイクルとして受け付けます
 ◇対象は、刈草・剪定枝です(根、加工材は不可)
 ◇長さ1.5m・太さ15cm以内です(要 処理手数料)
 ※このサイズで、集積所に出すことはできません

プラスチック

◇本庁舎、各支所に回収ボックスを設置しています
 ◇回収品目は、プラ容器(透明・白色)、食品トレイ(白色)の2種です
 ◇ラベルをはがし、中身や汚れはきれいに取り除いてください
 ◇エコショップ・資源リサイクル店の回収ボックスをご利用ください
 ※詳しくは、ウェブサイトを確認ください

集積所

・集積所は、利用者の方で、自らきれいに維持管理ください
 ・悪臭や動物が荒らすため、前日からごみを出さないでください
 ・事業業のものは、集積所には出さないでください
 ・新規使用は、近所の方・行政長官・不動産業者等に相談ください

処理施設

◇下記の2施設は、一般の方も利用できます
 ・「燃やすごみ」は、市指定ごみ袋の使用は不要です(減免を除く)
 ・処理手数料【生活系】10¢/100円【事業系】10¢/200円
 ・本人確認できるもの(免許証等)を用意ください
 ・自動精算のため、千円札または小銭を用意ください
 ・ゴールデンウィーク・年末年始は大変混雑します
 ※集積所に出せるものは、少しづつ出してください

クリーンセンター

小美玉市高崎1824-2 TEL 0299-26-0246
 ◇受付日:月～土曜(祝日含む) ※日曜・年末年始は休み
 ◇時間:8時30分～16時30分

中継センター

小美玉市堅倉1725-2 TEL0299-48-1571
 ◇受付日:月～金曜(祝日除く) ※土曜・年末年始は休み
 ◇時間:8時30分～15時30分
 ◇注意:持込できるものは以下に限られます。(事業系は不可)
【粗大】、「草木」、「ビン」、「ガラス・陶磁器」、「古紙・古布」、「蛍光灯・電球」